

## ○技術者名簿の記載例

(1) 資格区分略称 (技術者が保有する資格について、「略称」を記入してください。)

資格区分		略称			
建設業法【合格証明書】 「技術検定」	一級建設機械施工管理技士	一級建設機械			
	二級建設機械施工管理技士	二級建設機械			
	一級土木施工管理技士	一級土木			
	二級土木施工管理技士	種別	土 木	二級土木 (土木)	
			鋼構造物塗装	二級土木 (鋼構造)	
			薬液注入	二級土木 (薬液)	
	一級建築施工管理技士	一級建築			
	二級建築施工管理技士	種別	建 築	二級建築 (建築)	
			軀 体	二級建築 (軀体)	
			仕上げ	二級建築 (仕上)	
	一級電気工事施工管理技士	一級電気			
	二級電気工事施工管理技士	二級電気			
	一級電気通信工事施工管理技士	一級電通			
	二級電気通信工事施工管理技士	二級電通			
	一級管工事施工管理技士	一級管			
	二級管工事施工管理技士	二級管			
一級造園施工管理技士	一級造園				
二級造園施工管理技士	二級造園				
建築士法【免許証】 「建築士試験」	一級建築士	一級建築士			
	二級建築士	二級建築士			
	木造建築士	木造建築			
	建築設備士	実務経験	1年	建築設備	
技術士法【登録証】 「技術士試験」	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)		技術士 (鋼構造)		
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」を除く)		技術士 (建設)		
	農業「農業農村工学」・総合技術監理 (農業「農業農村工学」)		技術士 (農業)		
	電気電子・総合技術監理 (電気電子)		技術士 (電気)		
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理 (機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」)		技術士 (流体)		
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理 (機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く)		技術士 (機械)		
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上下水道及び工業用水道」)		技術士 (上下工業水道)		
	上下水道 (「下水道」)・総合技術監理 (上下水道) (「下水道」)		技術士 (上下水道)		
	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)		技術士 (水産)		
	森林「林業・林産」・総合技術監理 (森林「林業・林産」)		技術士 (林業)		
	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)		技術士 (森林)		
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)		技術士 (水質)		
	衛生工学「廃棄物・資源環境」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物・資源環境」)		技術士 (廃棄物)		
衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理 (衛生工学「建築物環境衛生管理」)		技術士 (環境)			
電気工事士法【免状】 「電気工事士試験」	第一種電気工事士	一種電気			
	第二種電気工事士	実務経験	3年	二種電気	
電気事業法【免状】 「電気主任技術者国家試験等」	電気主任技術者 (一種・二種・三種)		5年	電気主任	
	電気通信主任技術者		5年	電気通信主任	
電気通信事業法【資格者証】 「電気通信主任技術者試験」	工事担任者 (第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方) の交付を受けた者 (※注1)		3年	工事担任者 (一級)	
	工事担任者 (総合通信) の交付を受けた者 (※注1)		3年	工事担任者 (総合)	
水道法【免状】 「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者		1年	給水	
消防法【免状】 「消防設備士試験」	甲種消防設備士		甲種消防		
	乙種消防設備士		乙種消防		
職業能力開発促進法【合格証書】 「技能検定」(※注2)	技能検定 (一級)		技能一級		
	技能検定 (二級)		3年	技能二級	
その他	地すべり防止工事士		1年	地すべり	
	1級計装士		1年	計装	
	基礎施工士 (基礎ぐい工事)		基礎ぐい		
	解体工事施工技士		解体		
実務経験を有する者	大学・高等専門学校・短期大学・専門学校 (専門士又は高度専門士) の指定学科卒業		3年	実務経験	
	専門学校・高等学校の指定学科卒業		5年		
	技士・技士補 1級1次・2次検定合格 (対応種目)		合格後3年		
	技士・技士補 2級1次・2次検定合格 (対応種目)		合格後5年		
	その他		10年		

※注1 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

※注2 建設業法第7条第2号ハ及び建設業法施行規則第7条の3第2号に該当する検定職種とする。

## (2) 実務経験者記入欄

※「資格区分略称」欄に「実務経験」と記載した技術者について記載してください。

### ■担当業種略称

- ①実務経験を有する者が担当できる業種は、**2業種まで**とします。
- ②監理技術者等となりうる国家資格等の取得の場合を除き、**実務経験の担当業種は変更できません。**
- ③担当業種は次の表から選択し、該当する業種の「略称」を記載してください。

建設業の名称	略称
土木工事業	土 木
建築工事業	建 築
大工工事業	大 工
左官工事業	左 官
とび・土工工事業	と び
石工事業	石
屋根工事業	屋 根
電気工事業	電 気
管工事業	管
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル
鋼構造物工事業	鋼
鉄筋工事業	鉄 筋
ほ装工事業	ほ 装
しゅんせつ工事業	しゅん
板金工事業	板 金

建設業の名称	略称
ガラス工事業	ガラス
塗装工事業	塗 装
防水工事業	防 水
内装仕上工事業	内 装
機械器具設置工事業	機 械
熱絶縁工事業	熱
電気通信工事業	電 通
造園工事業	造 園
さく井工事業	さく井
建具工事業	建 具
水道施設工事業	水 道
消防施設工事業	消 防
清掃施設工事業	清 掃
解体工事業	解 体

### ■最終学校種類等

「大学」、「高等専門学校」、「短期大学」、「専門学校（専門士・高度専門士）」、「専門学校」、「高等学校」又はその他の最終学校種類を記載してください。

また、検定試験合格者（技士、技士補）を実務経験者として記載する場合は、「1級技士」、「1級技士補」、「2級技士」又は「2級技士補」のうち、該当するものを記載してください。

### ■指定学科名

最終学校種類が「大学」「高等専門学校」「高等学校」等の場合、卒業学科名を記載してください。

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業、建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

### ■経験年数

実務経験を有する業種ごとの経験年数を記載してください。

### ■検定試験合格者（技士、技士補）を実務経験者として記載する場合

検定試験合格者（技士、技士補）を実務経験者欄に記載する場合、対応種目に係る検定合格証明書を添付してください。

### ■営業所の専任技術者

専任技術者に該当する者に「○」をいれてください。

### ■監理技術者資格者証交付番号

監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号（11桁）を記入してください。

# 技術者名簿（追加・変更・削除）

記入例

下記の者は申請者の従業員であり、記載した事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

所在地 **加古川市加古川町北在家〇〇〇**  
 申請者 商号又は名称 **〇〇建設株式会社**  
 代表者職氏名 **代表取締役 〇〇 太郎**

	フリガナ名	生年月日	雇用開始日	資格区分略称			実務経験者記入欄				営業所の専任技術者※注1
	住所						担当業種略称	最終学校種類等	学科名	経験年数	監理技術者資格者証交付番号
1	アカシ 明石 〇〇	S40・1・5	S60・0・1	一級土木	二級建築 (建築)	二級管					〇
	加古川市加古川町備後〇〇〇〇										00012345678
2	イナミ 稲美 〇〇	S33・6・6	S62・0・3	二級土木 (土木)	給水 (給水2年)	二種電気 (電気3年)					
	加古川市尾上町口里〇〇〇〇										
3	カコガワ 加古川 〇〇	S54・12・19	H18・0・2	一級建築 (解体2年)	解体工事業の経過措置終了後、実務経験により技術者要件を満たす場合は、資格区分略称の下に経験年数（解体●年）を記入してください。						
	姫路市〇〇町〇〇〇〇										
4	ハリマ 播磨 〇〇	S60・11・18	H18・0・2	実務経験	→		建築	高等専門学校	建築学科	4年	
	明石市〇〇町〇〇〇〇						解体	1級技士補	-	3年	
5				資格区分略称に「実務経験」と記載した者は、実務経験者記入欄を記載してください。（担当業種は2種類まで） この場合、最終学校種類等、学科名、経験年数を業種区分ごとに記載してください。			監理技術者については、監理技術者資格者証の交付番号（11桁）を記入してください。				

営業所の専任技術者には「〇」を記入してください。

解体工事業の経過措置終了後、実務経験により技術者要件を満たす場合は、資格区分略称の下に経験年数（解体●年）を記入してください。

資格区分略称に「実務経験」と記載した者は、実務経験者記入欄を記載してください。（担当業種は2種類まで）  
この場合、最終学校種類等、学科名、経験年数を業種区分ごとに記載してください。

監理技術者については、監理技術者資格者証の交付番号（11桁）を記入してください。

※添付書類 ① 経営事項審査者証又は住民税特別徴収票の写し ② 実務経験者証の写し ③ 雇用関係を明確にするための書類の写し ④ 実務経験者証の写し ⑤ 監理技術者講習修了証の写し ⑥ 営業所専任技術者について、建設業法施行規則に規定された専任技術者証明書（建設業法に基づく建設業許可申請に添付したもの（様式第八号又は様式第一号別紙四））の写し及び建設業許可申請書又は変更届出書の表紙の写し（許可行政庁の受付印のあるもの）（記載要領参照）

※注1 営業所の専任技術者の欄には、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に該当する者について〇を記載してください。